

志學館大学科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則（以下「学則」という。）第61条の2の2及び志學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第45条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 科目等履修生となることのできる者の資格には、学則第32条又は大学院学則第30条に定める入学資格を準用する。この場合、「入学する」とあるのは「受け入れられる」と読み替える。

(受入期間)

第3条 科目等履修生の受入期間は、1学期の間とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を希望する者は、受入れを希望する学期の初日の2週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料10,000円を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生受入願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校卒業（修了）証明書

(受入許可)

第5条 受入れの許可は、学長が、学務委員会又は研究科教務委員会の意見を聴いて、これを行う。

(登録料及び授業料等)

第6条 科目等履修生として受入れを許可された者は、所定の期日までに登録料10,000円及び授業料1単位につき15,000円を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受入期間を延長したときは、検定料及び登録料は徴収しないものとする。
- 3 第1項に定める授業料は、学長が特に必要と認める場合は、不徴収とすることができる。
- 4 実験、実習等に要する費用は、必要に応じて本人の負担とする。

(授業科目の履修)

第7条 科目等履修生として履修できる科目は、別に定めるところにより、制限することができる。

- 2 履修した授業科目について、試験を受けて合格した場合、単位の認定を受けることができる。
- 3 前項により単位を認定された授業科目に対し、単位修得証明書を交付することができる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。